

# 第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画

(沖縄県気候変動適応計画)

 沖縄県



はじめに

人類共通の課題である気候変動に対処するため、2015(平成 27)年に開催されたC O P 21 において採択された「パリ協定」が 2020(令和 2)年から始動することを背景に、国においては、2020(令和 2)年 10 月の臨時国会の総理大臣所信表明の中で、2050(令和 32)年までに脱炭素社会を目指すことが表明されました。そして、地方公共団体においても、同じく表明を行う都道府県や市町村が急増しており、今般、気候変動をめぐる国内外の動きは激変の時を迎えています。



一方、本県では 2011(平成 23)年 3 月に「沖縄県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を「2020 年度までに 2000 年度のレベルまで削減する」ことを目指して各種施策に取り組み、最新データである 2018(平成 30)年度の排出量は、2000(平成 12)年度を 2.8 パーセント下回り、目標の達成が見込まれています。このような状況においても、脱炭素社会の実現に向けては野心的な目標設定と取組強化が求められることから、この度、新たな削減目標と必要な施策を整理し、2030(令和 12)年度に向けた道筋を示すため、第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定いたします。

また、県全体で気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として、「沖縄県気候非常事態宣言」を行い、SDGs の理念の下、県民一丸となって「ゆいまーるの精神」で取り組むことを決意いたしました。

美しく豊かな沖縄の自然と環境を次の時代を担う子や孫の世代に引き継いでいくためには、県民、事業者、行政が緊密に連携し、取り組んでいくことが重要です。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

令和 3 年 3 月

沖縄県知事 玉城 デニー



# 第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画 (沖縄県気候変動適応計画)

## —目次—

<b>第1部 計画の基本的事項・背景</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の経緯 .....	1
2. 計画の位置付け .....	1
3. 計画の期間・目標 .....	2
(1) 計画の期間 .....	2
(2) 第2次実行計画の削減目標 .....	2
4. 計画の範囲（緩和策と適応策について） .....	3
5. 目指すべき将来像 .....	4
(1) 本県が目指すべき将来像 .....	4
(2) 将来像が実現したときの姿 .....	5
<b>第2章 気候変動をめぐる動向</b> .....	<b>9</b>
1. 地球温暖化とは .....	9
(1) 温室効果のメカニズム .....	9
(2) 温室効果ガス排出量のシナリオ .....	11
(3) 温室効果ガス排出量の現状 .....	12
2. 気候変動とは .....	14
3. 地球温暖化（気候変動）による影響と取組の必要性・緊急性 .....	15
(1) 国際的な背景 .....	15
(2) 国や他都道府県による適応計画 .....	15
(3) 日本の気候変動の現状 .....	16
(4) インパクトレスポンスフロー図 .....	19
(5) 本県における気候変動による影響 .....	20
4. 国内外の動向と県内の取組 .....	21
(1) 国際的動向 .....	21
(2) 国内の動向 .....	22
(3) 県内の動向・取組 .....	23
<b>第2部 地球温暖化対策</b> .....	<b>25</b>
<b>第1章 沖縄県の温室効果ガス排出量及び課題</b> .....	<b>25</b>
1. はじめに .....	25
2. 本計画において対象とする温室効果ガス .....	26
3. 第1次実行計画の目標達成状況 .....	27
(1) 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況 .....	27
(2) 第1次実行計画中の温室効果ガス排出量の増減要因と管理指標の評価 .....	29
4. 現状の温室効果ガスの排出量・吸収量 .....	31
(1) 沖縄県全体の温室効果ガス排出量 .....	31

(2) 部門別の二酸化炭素排出量	33
(3) 燃料種別等二酸化炭素排出量	35
(4) 二酸化炭素の吸収量	36
5. 将来の温室効果ガスの排出量	37
(1) 沖縄県の将来の温室効果ガス排出量	37
(2) 沖縄県の将来の部門別二酸化炭素排出量	39
6. 温室効果ガス排出削減（緩和策）に向けた今後の課題	40
(1) 再生可能エネルギーの利用促進等	40
(2) 低炭素な製品及び役務の利用	41
(3) 地域環境の整備・改善	41
(4) 循環型社会の形成	42
(5) 横断的取組	42
(6) 相乗効果（コベネフィット）の追求	42
(7) 脱炭素社会の実現を見据えた施策の推進	42
(8) 取組の推進体制・進捗管理の強化	42
<b>第2章 温室効果ガスの削減目標</b>	<b>43</b>
1. 計画の削減目標の設定	43
(1) 目標年度及び削減目標	43
(2) 中期目標の考え方	43
(3) 長期目標の設定の考え方	43
2. 部門別の排出内訳・吸収源対策	45
(1) 産業部門	46
(2) 運輸部門	46
(3) 民生家庭部門	47
(4) 民生業務部門	47
(5) 廃棄物部門・代替フロン類・吸収源対策	48
(6) 削減効果が複数部門にまたがる取組	48
<b>第3章 沖縄県における地球温暖化対策の取組（緩和策）</b>	<b>49</b>
1. 具体的施策・重点施策	49
(1) 施策設定・推進の考え方	49
(2) 緩和策の施策体系	50
(3) 具体的施策・重点施策	52
(4) 脱炭素社会の実現に向けた野心的な施策やイノベーション	66
2. 施策の事例紹介	67
<b>第4章 推進体制・進捗管理</b>	<b>70</b>
1. 推進体制	70
(1) 沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会	70
(2) 庁内の連携	70
(3) 県民・事業者との連携	70
(4) 国や市町村等との連携	70
2. 各主体の役割	72
(1) 県の役割	72
(2) 市町村の役割	72
(3) 事業者の役割	72
(4) 県民の役割	72
3. 進捗管理	74

(1) P D C A サイクルによる進捗管理 .....	74
(2) 毎年の排出量の公表 .....	75
(3) 取組状況の公表 .....	76
<b>第3部 気候変動適応策 .....</b>	<b>77</b>
<b>第1章 沖縄県における気候変動の影響 .....</b>	<b>77</b>
1. はじめに .....	77
2. 適応計画策定の必要性 .....	78
(1) 適応計画策定の必要性 .....	78
(2) インパクトレスポンスフロー図 .....	79
(3) 気候変動による各分野への影響例（概要） .....	80
3. 気候変動の現状と将来予測 .....	81
(1) 沖縄地方の気候及び海洋の経年変化と将来予測 .....	81
(2) 数値モデルによる沖縄の気候変動予測結果 .....	85
4. 適応策の推進方針 .....	88
<b>第2章 沖縄県における気候変動適応策 .....</b>	<b>89</b>
1. 沖縄県における気候変動の影響及び適応策 .....	89
(1) 農業・林業・水産業 .....	92
(2) 水環境・水資源 .....	94
(3) 自然生態系 .....	95
(4) 自然災害 .....	97
(5) 健康 .....	99
(6) 産業・経済活動 .....	100
(7) 国民生活・都市生活 .....	101
(8) 基盤的施策 .....	102
(9) 普及啓発 .....	103
2. 施策の事例紹介 .....	105
3. 適応策の推進に向けた今後の課題 .....	111
<b>第3章 推進体制・進捗管理 .....</b>	<b>112</b>
1. 推進体制 .....	112
(1) 県庁内の体制 .....	112
(2) 地域気候変動適応センターの設置 .....	112
(3) 県民・事業者との連携 .....	113
2. 各主体の役割 .....	114
(1) 県の役割 .....	114
(2) 市町村の役割 .....	114
(3) 事業者の役割 .....	114
(4) 県民の役割 .....	114
3. 進捗管理 .....	116

## 資料編





# 第1部 計画の基本的事項・背景

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の経緯

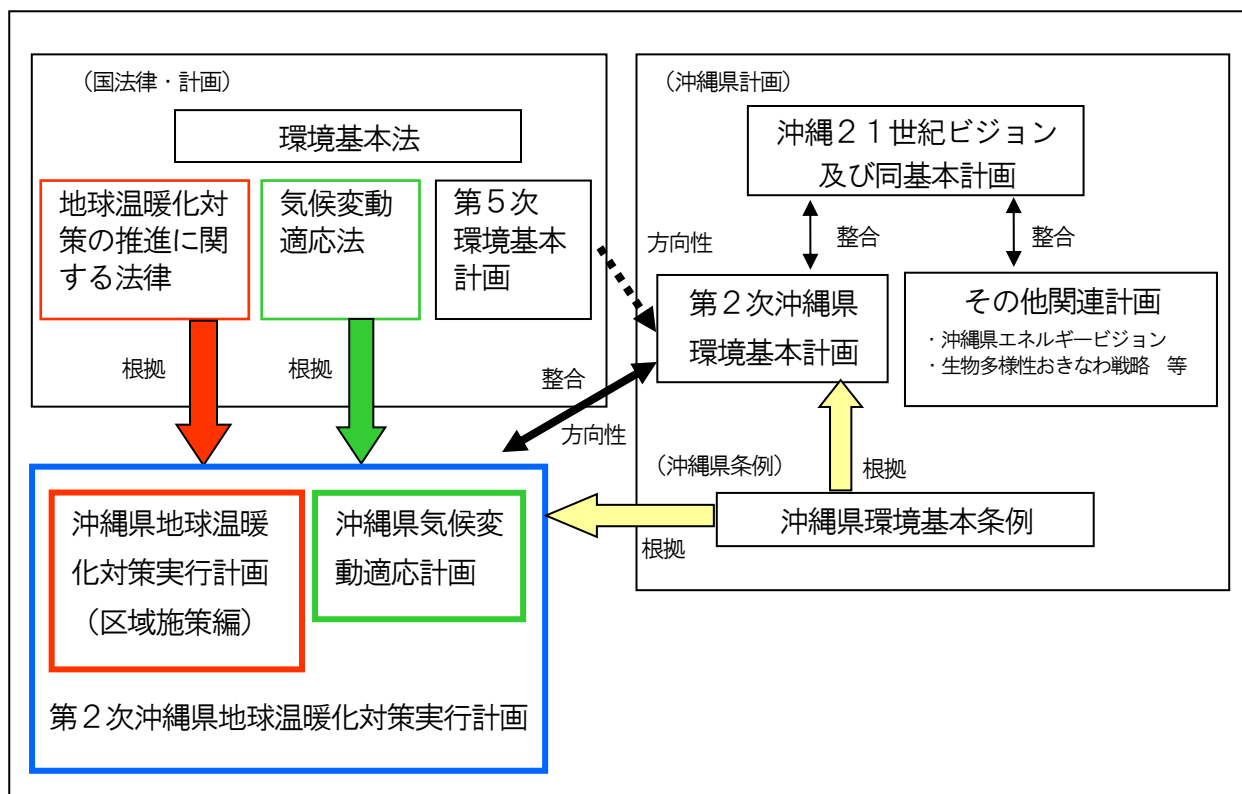
沖縄県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく法定計画として2011（平成23）年3月に、2020（令和2）年度までを計画期間とした「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「第1次実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）を推進するとともに、気候変動による影響の防止・軽減（適応策）について取り組んできたところです。

今般、第1次実行計画の計画期間が終了することに加え、気候変動適応法が2018（平成30）年に施行され、同法に基づく地域気候変動適応計画の策定が求められていることから、新たな計画として「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画」（以下「第2次実行計画」という。）を策定しました。

### 2. 計画の位置付け

第2次実行計画は、温対法及び気候変動適応法に基づき、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と気候変動による影響の防止・軽減（適応策）を総合的かつ計画的に推進するための法定計画であり、沖縄21世紀ビジョン及び同基本計画等との整合を図りつつ、沖縄県環境基本条例（平成12年沖縄県条例第15号）に基づく個別計画として位置づけられるものです。

図1-1-1 第2次実行計画の位置づけ概略



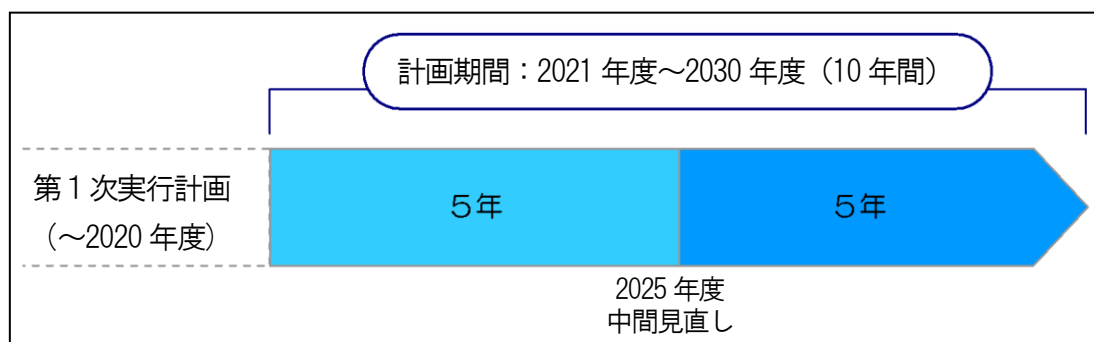
### 3. 計画の期間・目標

#### (1) 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）～2030（令和12）年度の10年間とします。

なお、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画の見直し状況などを踏まえて、計画の中間年度（2025（令和7）年度）を目途に見直すこととします。

図1-1-2 第2次実行計画の計画期間



#### (2) 第2次実行計画の削減目標

温室効果ガス排出量の中期目標及び長期目標は、次のとおりとします。

なお、評価については、当該評価年度において入手可能な最新値を用いて評価することとします。また、目標設定の考え方については、第2部に示しています。

【中期目標】	2030年度において、2013年度比 26%削減 (2005年度比 33%削減)
【長期目標】	2050年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す (脱炭素社会の実現)

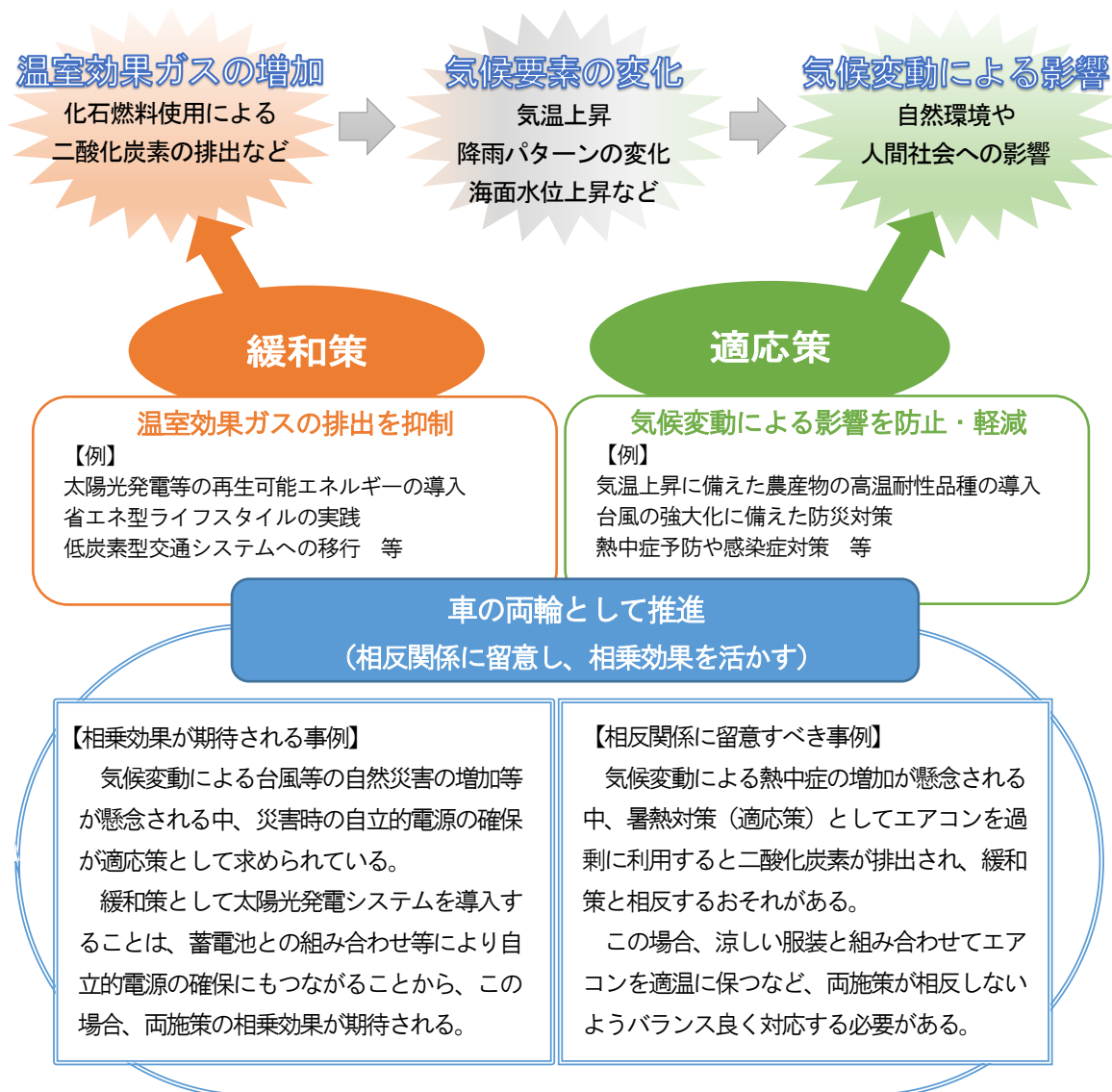
## 4. 計画の範囲（緩和策と適応策について）

本計画は、自然環境や社会基盤、人の健康、生態系など、県民生活に多大な影響を及ぼす地球温暖化などの気候変動問題に県全体が一丸となって取り組むため、本県の自然的・社会的条件を踏まえ、具体的な温室効果ガス削減対策である「緩和策」とともに、気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」の取組方針を示したものです。

緩和策と適応策の推進に当たっては、それぞれが相反しないように十分留意するとともに、その相乗効果を活かしながら、車の両輪として推進していく必要があります（図1-1-3）。

この第1部においては、緩和策及び適応策に係る共通事項として、本計画の目標等の基本的事項や計画策定の背景及び地球温暖化（気候変動）をめぐる動向等を示し、第2部においては「緩和策」を、第3部においては「適応策」について示します。

図1-1-3 緩和策と適応策について



出典：環境省資料より沖縄県作成

## 5. 目指すべき将来像

### (1) 本県の目指すべき将来像

沖縄県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」（平成22年3月）では、本県の目指すべき将来像として「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を掲げ、将来像の実現に向けて、「亜熱帯の海洋島しょ圏の立地特性を戦略的に活用し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなど環境技術の革新を進め、世界の環境フロンティア及び地球温暖化対策の先進的モデルとなる低炭素島しょ社会を実現する」ことを謳っています。

また、第2次沖縄県環境基本計画（改定計画）（平成30年10月）では、「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現を目指しています。

更に、国内外においては、温室効果ガス排出量を低減する「低炭素化」から、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「脱炭素化」のフェーズへ移行しており、また、このような温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に加え、地球温暖化を含む気候変動により生じる影響を防止・軽減するための「適応策」を両輪として進めていくことが求められています。

このような状況を踏まえ、2050年度の実べき将来像を次のとおり掲げます。

### 目指すべき将来像（2050年度）

脱炭素島しょ社会が実現し、気候変動に適応した、  
豊かな自然環境に恵まれた持続可能な沖縄県



地球温暖化・気候変動対策の必要性の一層の高まり

脱炭素社会の実現  
（緩和策）

気候変動への適応  
（適応策）

沖縄21世紀ビジョン

【目指すべき将来像】  
沖縄らしい自然と歴史、  
伝統、文化を大切にする  
島

第2次沖縄県環境基本計画

【目的】  
豊かな自然環境に恵まれ  
た安全・安心でやすらぎ  
と潤いのある沖縄県

## (2) 将来像が実現したときの姿

目指すべき将来像が実現された時の姿を以下に示します。

なお、部門の説明は資料-37に記載しています。

### 1) エネルギー転換部門・産業部門 環境と経済が両立した産業社会

○2050年度の目指すべき将来像へのステップとして、2030年度においては次のような姿を目指します。

- ・太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーや低炭素なLNG等による発電の割合が増加しています。
- ・電力サービスとして、二酸化炭素排出量ゼロの環境価値（非化石証書）を活用したプランが広く提供されています。
- ・ESCO（Energy Service Company）事業の導入等により、建築物や産業施設の省エネルギー化が進んでいます。
- ・建設業や農業等の様々な産業分野での省エネルギー型機械の利用が促進されています。
- ・県民の環境意識の高まりを背景に、環境に配慮した商品やサービスの提供が積極的に行われています。
- ・企業からの気候変動に関する積極的な情報開示、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の観点からの評価による企業へのESG投資が進んでいます。
- ・企業や県内の大学、研究機関などが連携して環境に関する研究開発を活発に行っています。

○2050年度の目指すべき将来像が実現した際には、更に、次のような姿が想像されます。

- ・太陽光や風力、バイオマス等の再生可能エネルギーが更に導入されることで火力発電の割合が縮小し、また、火力発電での水素・アンモニア利用や、二酸化炭素の回収・貯留・有効利用技術が確立することで、発電におけるカーボンニュートラルが実現しています。
- ・革新的技術を活用した脱炭素型島しょモデルとしての知見が蓄積し、国内外の地球温暖化対策の取組に貢献しています。

### 2) 運輸部門 環境と利便性が両立した交通体系

○2050年度の目指すべき将来像へのステップとして、2030年度においては次のような姿を目指します。

- ・電気自動車やハイブリッド自動車等の次世代自動車のほか、二酸化炭素排出量の削減にもつながる運転支援等の機能を搭載した車両が広く普及しています。
- ・県民の多くが環境にやさしいエコドライブを実践しています。
- ・通勤・通学を含む様々な移動にバスやモノレール等の公共交通機関を利用する県民が増加しています。
- ・観光客の移動手段における公共交通機関の利用、ホテル・観光拠点における自転車や超小型モビリティ、グリーンスローモビリティの利用が広がっています。
- ・時差出勤やテレワークの普及により、ワークライフバランスの推進のほか、自家用車の交通量が分散減少することで渋滞が緩和されています。
- ・歩行者や自転車が安心して通行できる道路の整備、生活に必要な施設が身近にある生活環境が整備され健康の増進にも寄与する歩いて暮らせるまちづくりが進んでいます。

○2050年度の目指すべき将来像が実現した際には、更に、次のような姿が想像されます。

- ・水素自動車や燃料電池自動車などの走行時に二酸化炭素を出さない次世代自動車が広く普及しています。
- ・船舶や航空機における電動化や水素燃料・バイオ燃料利用が進んでいます。
- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワーク（バスやLRTなど）が構築されています。

### 3) 民生家庭部門 **環境と生活が調和したライフスタイル**

○2050年度の目指すべき将来像へのステップとして、2030年度においては次のような姿を目指します。

- ・県民に人や社会、地球環境に配慮した製品・サービスを選ぶ消費行動（エシカル消費（倫理的消費））が普及し、省エネルギー型のライフスタイルが定着しています。
- ・気候風土に適した快適な家づくりが進み、省エネルギー性能の向上や太陽光などの再生可能エネルギーの導入により年間のエネルギー消費量の収支がゼロであることを目指したZEH (Net Zero Energy House) が新築住宅を中心に普及しています。

○2050年度の目指すべき将来像が実現した際には、更に、次のような姿が想像されます。

- ・壁や窓等に設置可能な次世代太陽光パネルや高性能建材、エネルギー管理システム等の普及により、住宅のZEH化が広く進んでいます。
- ・地域の特性や需要の形態に合わせて様々な分散型エネルギーシステムが確立され、災害にも強く、地域に根ざした再生可能エネルギーが有効活用されています。

### 4) 民生業務部門 **環境と経済が両立した経済構造**

○2050年度の目指すべき将来像へのステップとして、2030年度においては次のような姿を目指します。

- ・県民意識の高まりを受け、人や社会、地球環境に配慮したサービスを広く提供しています。
- ・観光分野では、環境意識の高まりによるエコツアーのニーズが更に高まり、観光産業の振興が図られています。
- ・シェアリング（モノなどの共有サービス）や、サブスクリプション（一定期間内の定額利用サービス）といった循環性に貢献するビジネスモデルが普及し、環境負荷が低減しています。
- ・省エネルギー性能の向上や太陽光などの再生可能エネルギーの導入により年間のエネルギー消費量の収支がゼロであることを目指したZEB (Net Zero Energy Building) が新築建築物を中心に普及しています。

○2050 年度の目指すべき将来像が実現した際には、更に、次のような姿が想像されます。

- ・壁や窓等に設置可能な次世代太陽光パネルや高性能建材、エネルギー管理システム等の普及により、建築物のZEB化が広く進んでいます。
- ・地域の特性や需要の形態に合わせて様々な分散型エネルギーシステムが確立され、災害にも強く、地域に根ざした再生可能エネルギーが有効活用されています。

#### 5) 廃棄物部門・その他の温室効果ガス 循環型社会の形成

○2050 年度の目指すべき将来像へのステップとして、2030 年度においては次のような姿を目指します。

- ・Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rが一層促進し、排出された廃棄物についてはサーマルリサイクル(熱回収)による発電などの活用が図られるなど、循環型社会の形成がより一層進んでいます。
- ・代替フロン類の回収の取組が進み、代替フロン類の漏洩が減少しています。

○2050 年度の目指すべき将来像が実現した際には、更に、次のような姿が想像されます。

- ・リサイクル技術の進展により、島しょ全体で廃棄物となっていたもののほとんどが資源やエネルギーなどとして有効利用されています。
- ・炭化水素や空気、水などの自然冷媒を用いたノンフロンの冷凍冷蔵機器が普及し、代替フロンが使用されなくなっています。

#### 6) 吸収源 自然と人が共存する社会

○2050 年度の目指すべき将来像へのステップとして、2030 年度においては次のような姿を目指します。

- ・森林や海洋などの二酸化炭素吸収源としての機能や防災機能などの多面的価値が広く共有され、自然に対する関心が高まっています。
- ・在来種を中心とした街路樹帯、公園緑地、水辺、公共施設の緑地等、生き物たちが移動できる連続した森林緑地の形成が進んでいます。
- ・森林管理や造林により、県産材の利用が促進され、県内の林業活性化とともに、森林の温室効果ガスの吸収源としての機能が高まっています。
- ・農業分野では、農地土壌における二酸化炭素吸収源としての機能が広く理解されるとともに、堆肥などの有機資材による土づくりが普及し、土壌炭素の貯留が促進されています。
- ・県民、各種団体、企業等により、緑化活動や、海洋環境保全活動などが積極的に行われています。

○2050 年度の目指すべき将来像が実現した際には、更に、次のような姿が想像されます。

- ・緑豊かな森林が広がり、多くの固有種や希少種が生育する、生物多様性に富んだ自然環境が守られており、亜熱帯の花や緑は、島の美しさを一層引き立てています。
- ・森林や海洋による二酸化炭素の吸収源としての機能や、防災機能などの科学的知見が十分蓄積し、その有効活用が進んでいます。

## 7) 適応策 気候変動に適応できる社会

○2050 年度の目指すべき将来像へのステップとして、2030 年度においては次のような姿を目指します。

- ・ 県民や事業者において、気候変動の影響と適応の重要性に対する関心と理解が深まり、防災や熱中症対策などの情報を収集・活用した適切な行動が実施されています。
- ・ 行政の実施するそれぞれの施策に適応策の観点が組み込まれ、その取組が推進されています。

○2050 年度の目指すべき将来像が実現した際には、更に、次のような姿が想像されます。

- ・ 県民、事業者、自治体など全ての主体が適応策に取り組み、気候変動影響による被害が最小化されています。
- ・ 本県の気候変動影響や適応に関して、赤土等流出防止対策技術やサンゴの白化現象の軽減技術などの科学的知見の集積が進み、国内外の気候変動適応の取組に貢献しています。



## 第2章 気候変動をめぐる動向

### 1. 地球温暖化とは

#### (1) 温室効果のメカニズム

地球の表面は太陽光により暖められますが、同時に地球から熱（赤外線）を宇宙へ放射することで冷やされてもいます（図1-2-1）。

大気に含まれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスは、放出される熱を一部吸収し、地球の気温を人間や多くの生き物が生存するのに適した温度に保っています。

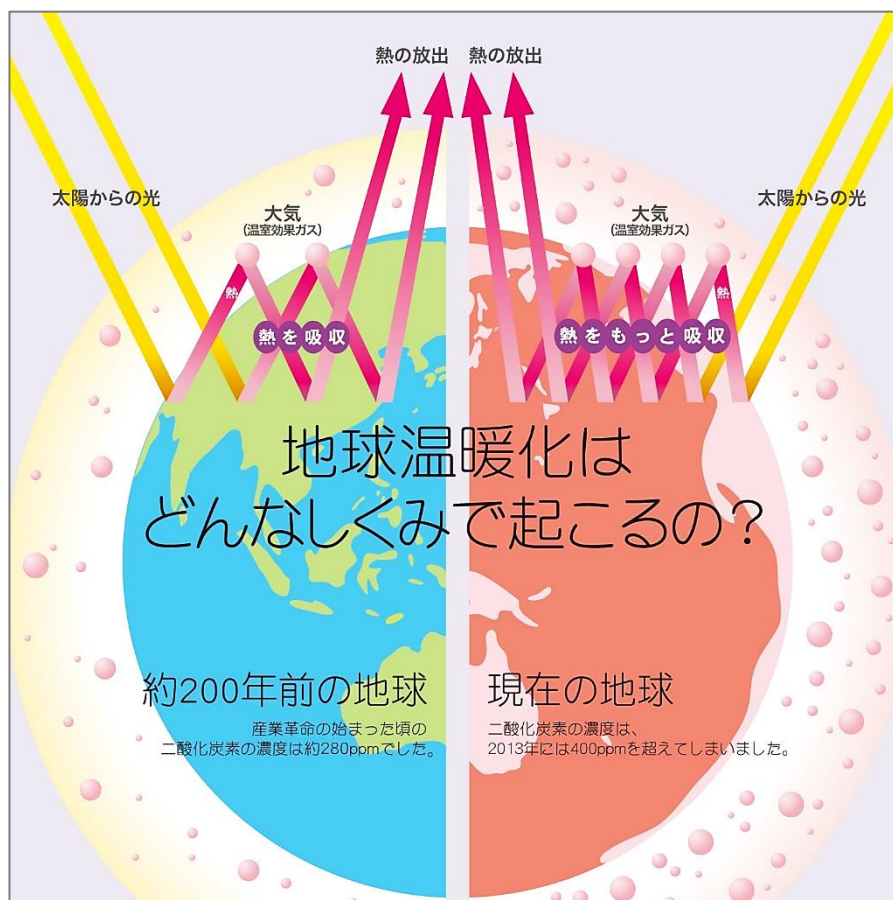
工業化（18世紀中頃）以前は、人為起源の二酸化炭素排出量と陸上の植物や海洋による吸収量はほぼ一致していました。

しかし、19世紀以降は、使用されるエネルギーの大半を石炭や石油などの化石燃料から得ようになり、化石燃料を燃やすことで大量の二酸化炭素を排出するようになりました。その結果、大気中の二酸化炭素濃度は、工業化以前の約280ppmから増加し続け2019年には約410ppm<sup>※</sup>に達しました。そのため、大気中にとどまる熱の量が多くなり地球の平均気温が上昇しています。

このように人間の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象を「地球温暖化」といいます。

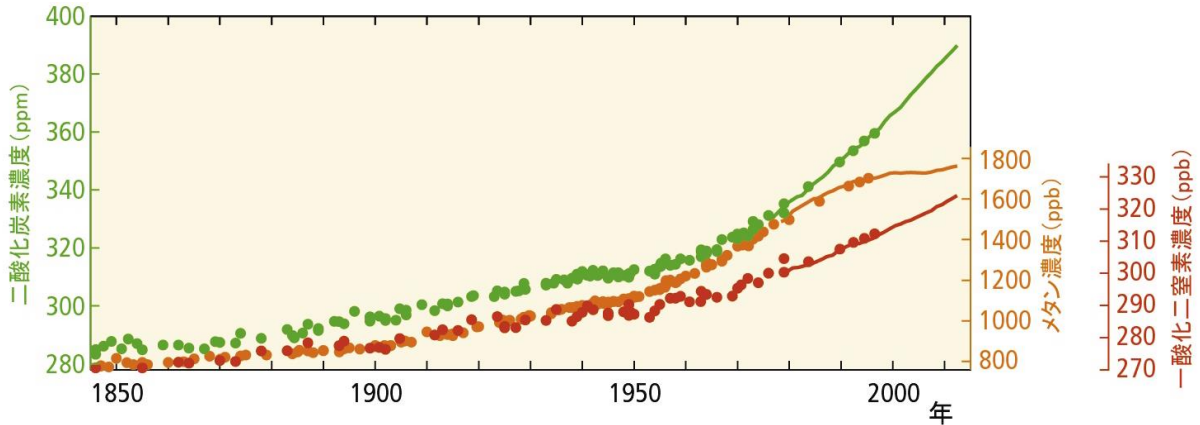
※ 温室効果ガス世界資料センター（WDCGG）のデータを参考に記載

図1-2-1 温室効果のメカニズム



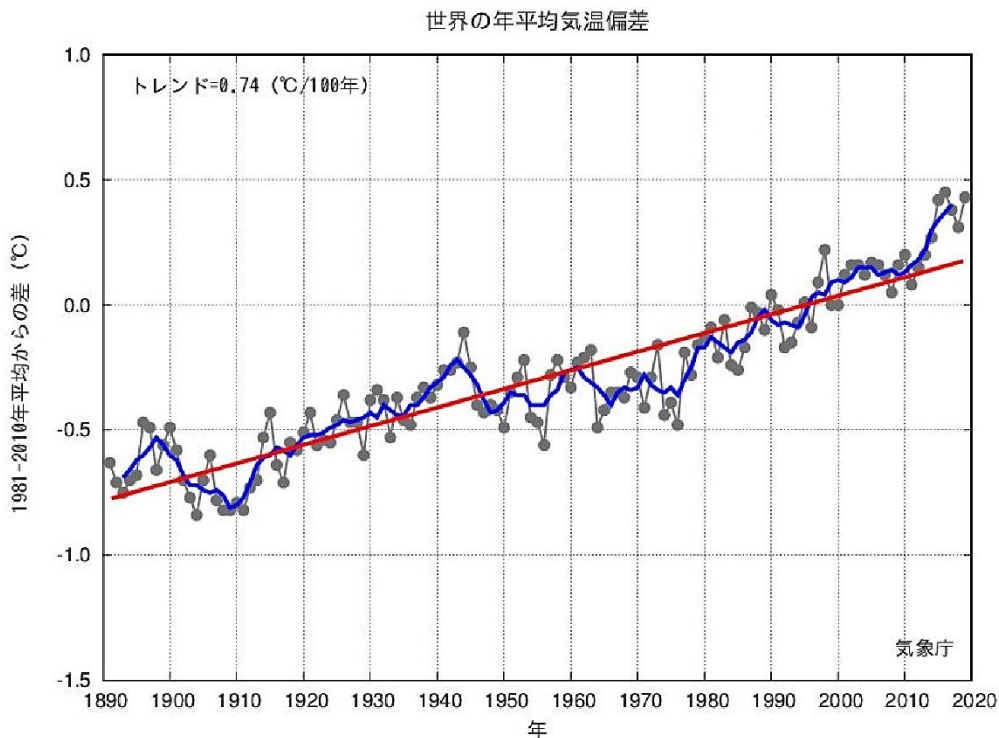
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

図1-2-2 世界の温室効果ガス濃度



出典：IPCC第5次評価報告書（統合報告書2014）

図1-2-3 世界の年平均気温偏差



出典：気象庁ウェブサイト

2013(平成 25)～2014(平成 26)年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書によると、以下の報告がされており、地球の気候が温暖化に向かっていることに疑う余地がなく、原因は人為起源による温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いと結論づけています。

- 世界の平均気温は 0.85°C上昇 (1880～2012年)
- 世界平均海面水位は 19cm上昇 (1901～2010年)
- 海洋では、人為起源の二酸化炭素の約30%を吸収し海洋酸性化が進んでいる
- 3,000m以深の海洋層でも水温が上昇している可能性が高い (1992～2005年)

出典：IPCC第5次評価報告書（統合報告書2014）

## (2) 温室効果ガス排出量のシナリオ

IPCCの第5次評価報告書では、複数のシナリオに基づいた温暖化予測も示されています(図1-2-4)。これによると、2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ(RCP8.5)では、世界平均気温が2.6°C~4.8°C上昇し、将来の気温上昇を2°C以下に抑える目標となる最も低いシナリオ(RCP2.6)でも0.3°C~1.7°C上昇すると予測されています。

また、気温上昇に伴い、極端な高温の増加、乾季と雨季の降水量の差が拡大、そして、世界の平均海面水位は最大で82cm上昇する可能性が高いと予測されています(図1-2-5)。

※【RCP (Representative Concentration Pathways) とは】

人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定したものを「排出シナリオ」と呼んでいます。現在では、主にRCP(代表的濃度経路)シナリオと呼ばれる排出シナリオが、国際的に共通して用いられ、RCP2.6、RCP4.5、RCP6.0、RCP8.5があります。RCPに続く数値は、その値が大きいくほど2100年までの温室効果ガス排出が多いことを意味します。

図1-2-4 世界の平均気温の変化予測

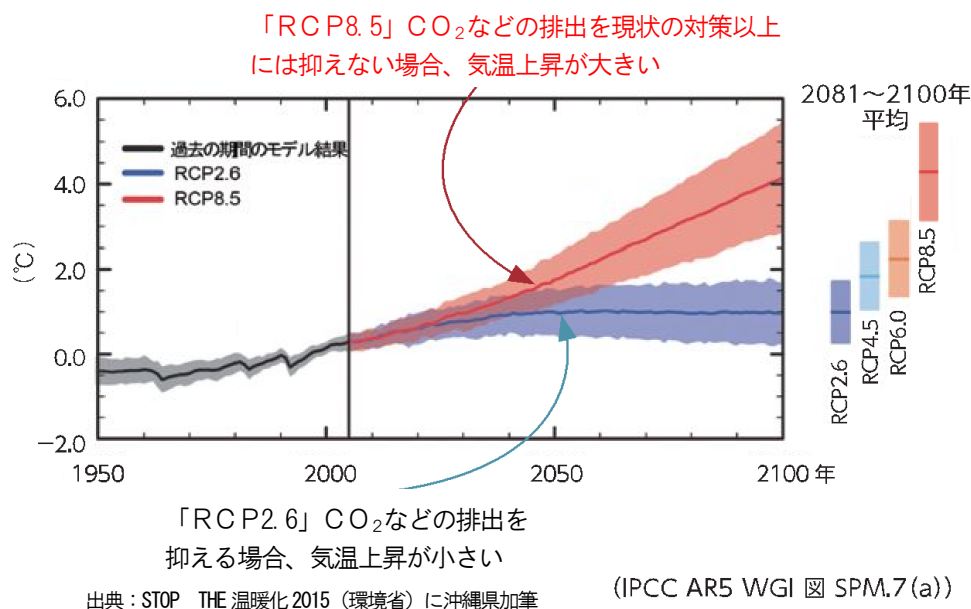
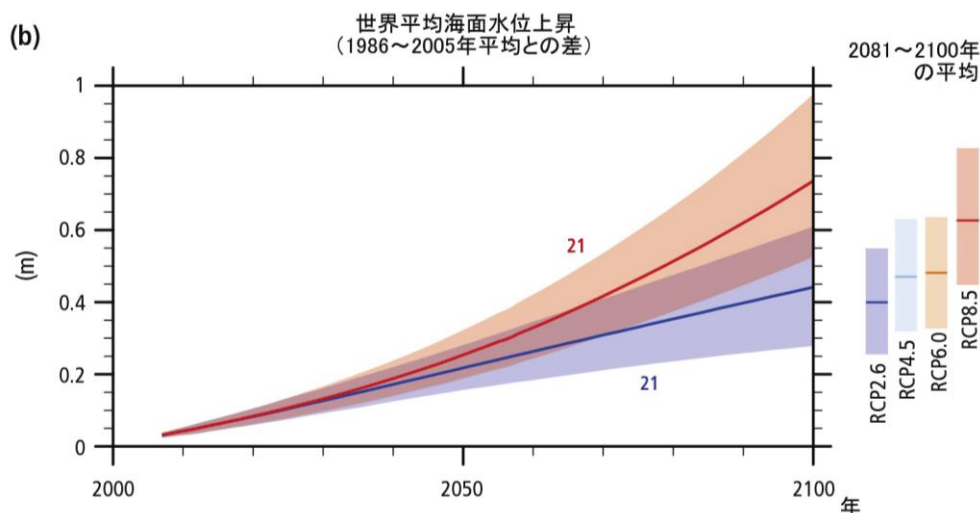


図1-2-5 世界の平均海面水位の上昇予測



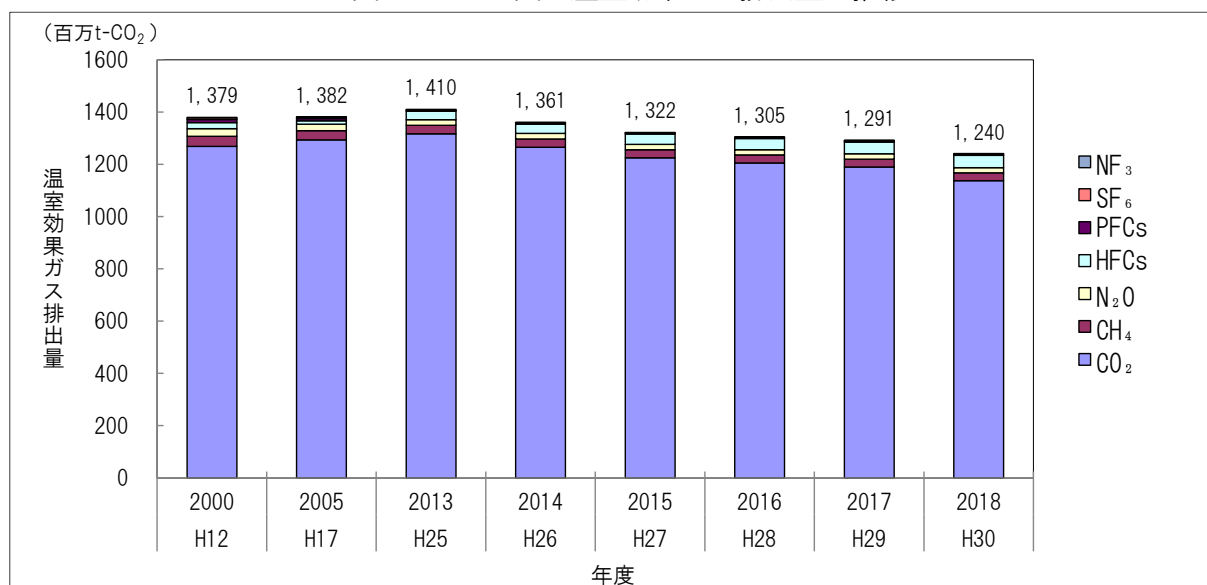
### (3) 温室効果ガス排出量の現状

全国の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度以降減少傾向にある一方、沖縄県の温室効果ガス排出量は、2013（平成25）年度以降おおむね横ばい傾向にあります。なお、温室効果ガス排出量の推計方法は資料-22～30に記載しています。

沖縄県の温室効果ガス排出量が全国に比べて減少していない理由は、県内の人口増加や観光客の増加を一因とする活動量の増加が考えられ、全国の減少要因としては、原発の再稼働、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大が理由に挙げられます。なお、沖縄県の温室効果ガス排出量の現状の詳細については第2部で示します。

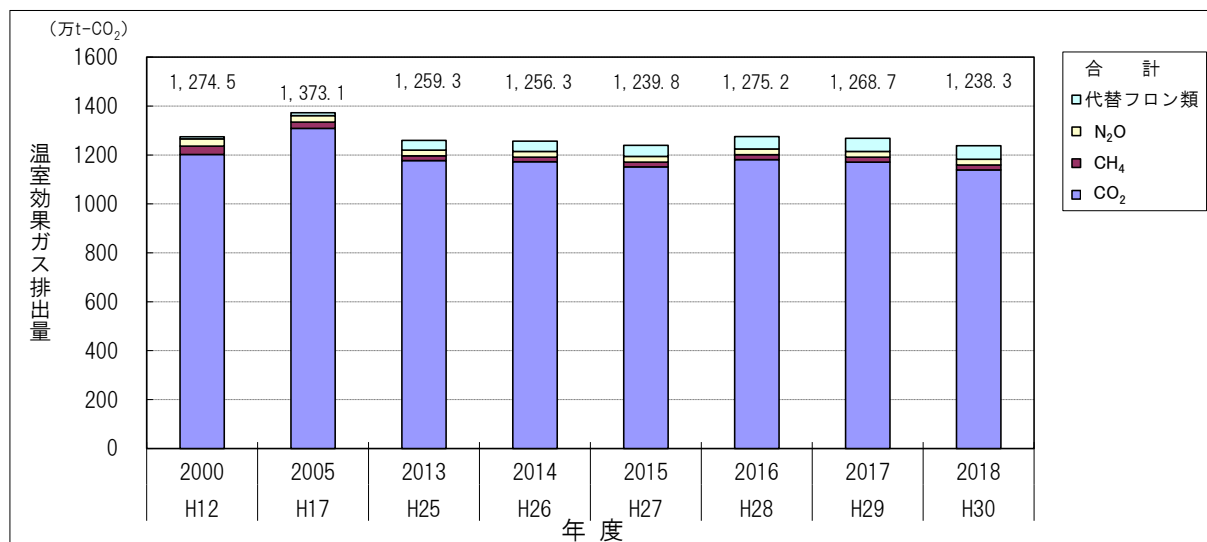
なお、本計画における温室効果ガス排出量の推計方法について第1次実行計画から変更していることから、これまでに公表してきた数値と異なる場合があります。変更点の詳細は資料-27～30に掲載しています。

図 1-2-6 全国の温室効果ガス排出量の推移



出典：国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス 日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2018年度確報値）より作成

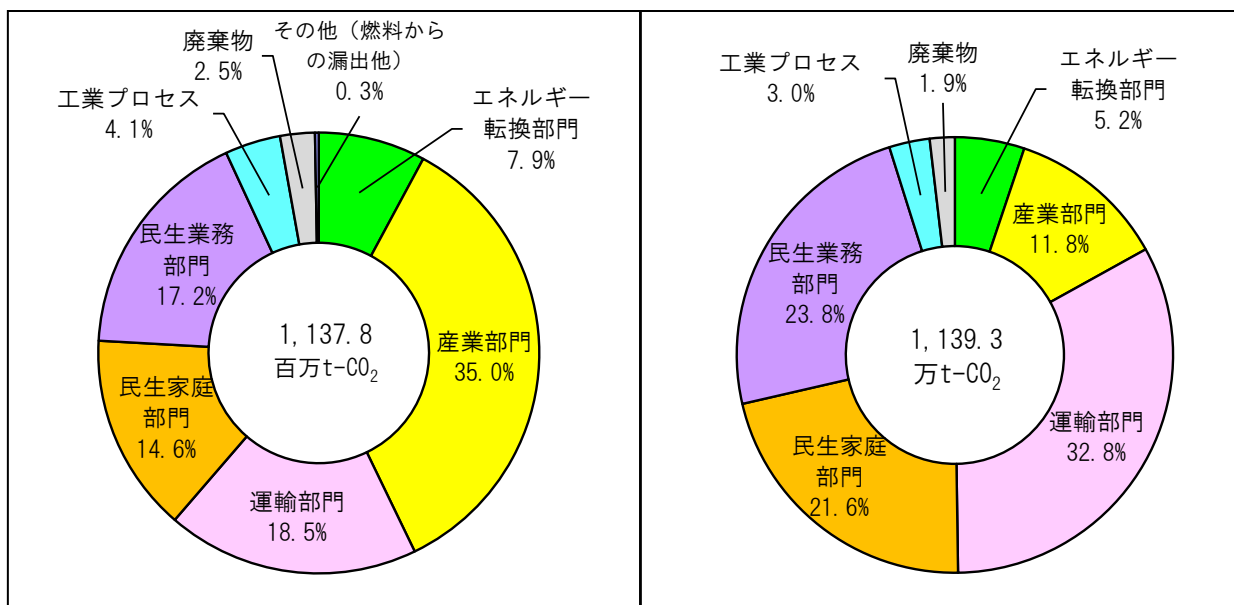
図 1-2-7 沖縄県の温室効果ガス排出量の推移



全国と沖縄県の部門別二酸化炭素排出量(2018(平成30)年度)の排出構成を比較すると、沖縄県の産業構造が全国と比べて製造業の割合が小さいという特徴から、産業部門が全国では35.0%を占めているのに対し、沖縄県では11.8%となっており、また、そのことから相対的に、沖縄県では運輸部門が32.8%、民生部門(民生家庭部門、民生業務部門)が45.4%と、全国と比べて高い割合を占めています(図1-2-8、図1-2-9)。なお、部門別の排出特性については資料-1~10に記載しています。

図1-2-8 全国の排出構成(2018年度)

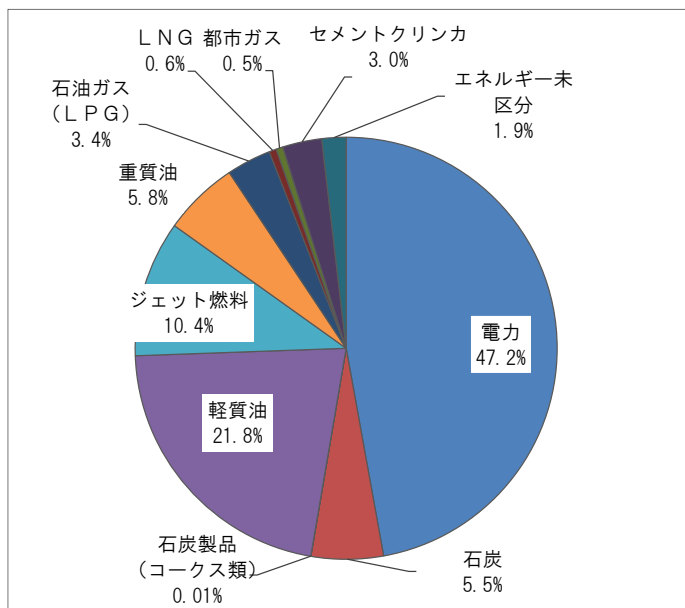
図1-2-9 沖縄県の排出構成(2018年度)



※ 資料: 国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス

沖縄県の2018年度における最終エネルギー消費の燃料種別二酸化炭素排出量の割合は、電力(47.2%)が最も大きく、次に軽質油(ガソリン、軽油)(21.8%)、ジェット燃料(10.4%)、重質油(5.8%)の順となっています(図1-2-10)。

図1-2-10 最終エネルギー消費の燃料種別等の二酸化炭素排出量構成比



※最終エネルギー消費とは、最終的に使用する電力、石油製品(ガソリン、灯油、重油など)、都市ガス、熱などの形態のエネルギーのことです。また、石油、天然ガス、石炭、原子力、太陽光、風力等は一次エネルギーといえます。



## 2. 気候変動とは

一般的に、気象とは大気の状態や大気中で起こる様々な物理現象を意味し、特定の場所、特定の時間における観測に基づいて、気温、湿度、風、雨の量など、具体的な数字で表すことができるものです。一方、気候とは特定の地域において、比較的長い時間をかけて明らかになった大局的、総括的な大気の状態を意味し、ある季節における気温や降水量の平均値などを意味することもあります。例えば、冬は雨が多いとか、春は風が強いなど、経験的、定性的なイメージを指す場合もあります。このような総括的な大気の状態である気候が、人為要因及び自然要因により変化することを気候変動といいます。

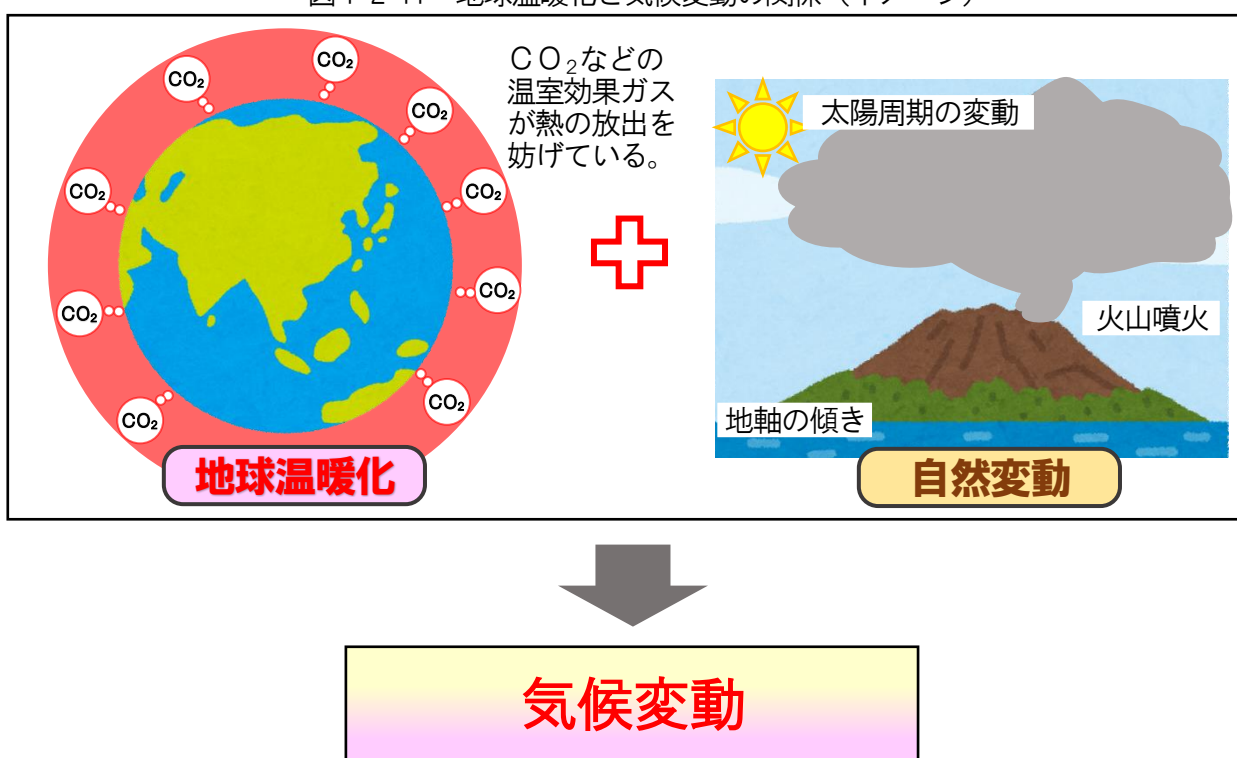
「気候変動適応法 逐条解説」（平成30年11月、環境省地球環境局）によると、気候変動とは「人為的な環境への負荷の結果である地球温暖化と本来ある自然を要因とする気候の変動が重なった現象である」とされています。

気候変動をもたらす要因のうち、人為要因による地球温暖化とは、人間活動に伴って発生する温室効果ガスにより、地球全体として、地表付近の大気及び表層海水の温度が長期に亘って継続的に上昇するものであり、自然を要因とする気候の変動（自然変動）には、火山活動やエルニーニョ／ラニーニャ現象など数十年～数百年スケールでの変化や、地軸の傾きや地球の公転軌道の変動などの数万年スケールの変化があります。

本計画では、特に、人間活動によって排出される温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化による影響に着目しています。

なお、地球温暖化とよく似た現象として、都市部の温度が周辺地域に比べて高温になるヒートアイランド現象があります。その原因は、主としてアスファルト等による地面の不透水面化と、集中的な人工排熱です。ヒートアイランド現象は地球温暖化や気候変動とは直接的な関係はありませんが、ヒートアイランド現象によりエネルギー消費量が増大すれば、間接的に地球温暖化を促進する可能性があります。

図1-2-11 地球温暖化と気候変動の関係（イメージ）



### 3. 地球温暖化（気候変動）による影響と取組の必要性・緊急性

#### (1) 国際的な背景

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの継続的な排出により、海水面の上昇や台風の強大化、大規模干ばつ等の極端な気象現象の発生頻度が増加するといわれています。さらに、今後厳しい温暖化対策をとった場合でも、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。

こうしたことから、地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても併せて推進していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、国際的には2015年12月にフランスのパリで開催されたCOP21 (Conference of Parties)において、パリ協定が採択され、2016年11月に発効しました。パリ協定では、「緩和に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靭性を高めるという適応も含め、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する」ことを目的としています。

#### (2) 国や他都道府県による適応計画

日本においては、2018年6月に気候変動適応法が公布され、同年11月、同法第7条の規定に基づく「気候変動適応計画」が閣議決定されました。この計画では、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国際生活・都市生活」の7つの分野における気候変動の影響の概要と適応の基本的な施策が示されています。

このうち、気候変動の影響については、国の中央環境審議会が2015年3月にとりまとめた気候変動影響評価報告書等を踏まえ、「重大性」、「緊急性」、「確信度」の観点から評価しています。さらに前回評価から5年が経過していることなどから、2020年12月に評価手法の見直しが行われ、1分野・4大項目・16小項目が新たに追加もしくは細分化されています。前回評価時から論文数など科学的知見が充実したことで、農業・林業・水産業分野の「畜産」、自然災害・沿岸域分野の「海岸侵食」「土石流・地すべり等」、健康分野の「その他（脆弱性が高い集団への影響（高齢者・小児・基礎疾患有病者等）」などが、今回新たに緊急性や確信度について評価を高めています。

##### 〈評価の観点〉

- ・ 重大性：社会、経済、環境の3つの観点で評価（影響の程度、可能性等）
- ・ 緊急性：影響の発現時期、適応の着手・重要な意思決定が必要な時期の2つの観点で評価
- ・ 確信度：研究・報告のタイプ、見解の一致度の2つの観点で評価（情報の確からしさ）

国は、同計画において地方公共団体についても、関係部局の連携協力の下、防災・国土強靭化に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策等、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進するよう努めることとしています。

このような国の方針を踏まえ、他都道府県においては順次、地域気候変動適応計画が策定されており、新たに個別計画として策定しているもの、地球温暖化対策実行計画の中で位置づけているもの、環境基本計画など上位計画の中で位置づけているものなど様々な形で策定されています。

### (3) 日本の気候変動の現状

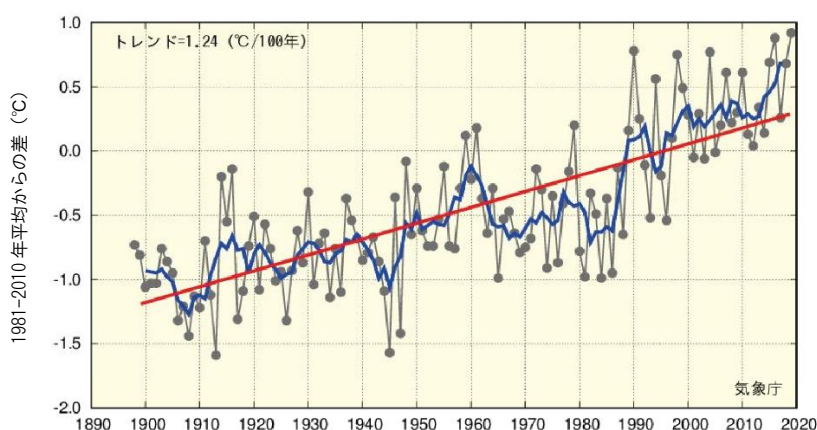
日本の気候変動の現状について、気象庁がまとめた「気候変動監視レポート 2019」に基づいて、その概要を示します。

なお、沖縄県における気候変動の現状については第3部第1章に示しています。

#### ①気温の変動

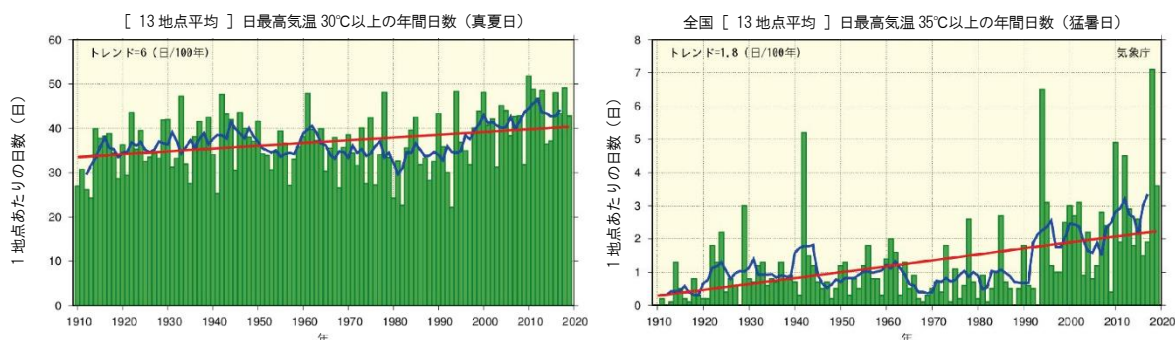
○2019年の日本の年平均気温は、1898年の統計開始以降で最も高い値となり、年平均気温の平年値からの偏差は+0.92℃となっています。日本の年平均気温は、100年あたり1.24℃の割合で上昇しています。また、全国的に、猛暑日や熱帯夜は増加し、冬日（日最低気温が0℃未満）は減少しています。

図1-2-12 日本の年平均気温偏差



※細線（黒）は、国内15観測地点での年平均気温の基準値からの偏差を平均した値を示している。  
太線（青）は偏差の5年移動平均値、直線（赤）は長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示している。  
基準値は1981～2010年の30年平均値。

図1-2-13 日最高気温30℃以上（真夏日）及び35℃以上（猛暑日）の年間日数



※棒グラフ（緑）は各年の年間日数の合計を各年の有効地点数の合計で割った値（1地点あたりの平均年間日数）を示す。太線（青）は5年移動平均値、直線（赤）は直線回帰した長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）を示す。

#### ②降水量の変動

○2019年の日本の年降水量偏差は+35.5mmでした。日本の年降水量には長期変化傾向は見られませんでした。

○全国的に、大雨や短時間強雨の発生頻度は増加しており、一方、降水の日数は減少しています。



図1-2-14 日本の年降水量偏差の経年変化 (1898~2019年)

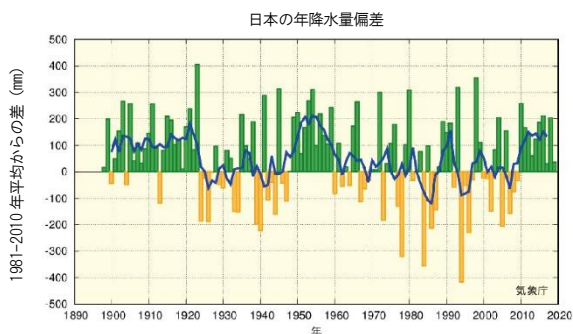


図1-2-15 日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化 (1901~2019年)

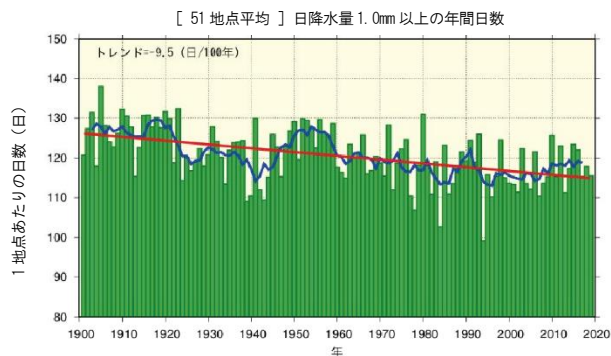
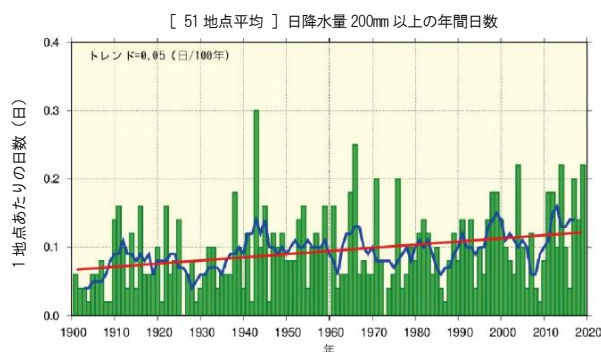
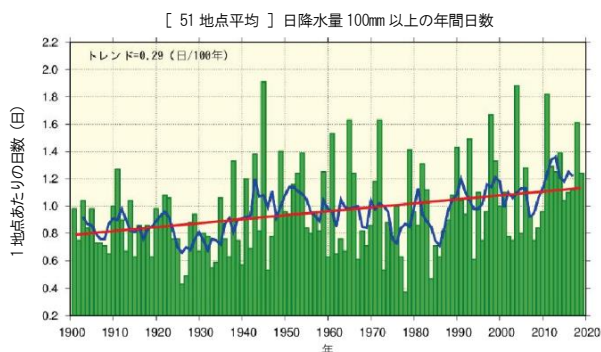


図1-2-16 日降水量100mm以上 (左図) 及び200mm以上 (右図) の年間日数の経年変化 (1901~2019年)

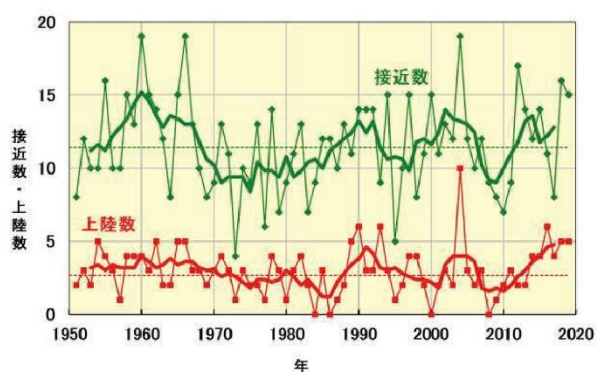
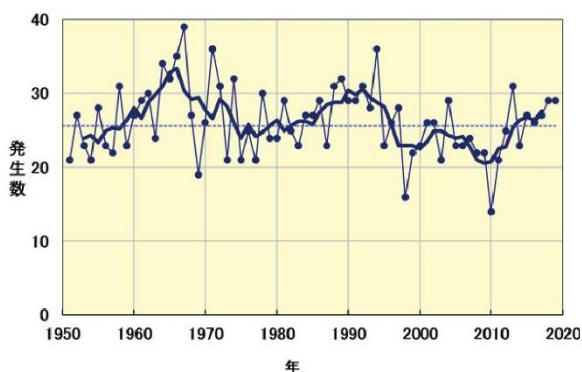


※棒グラフ (緑) は各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値 (1地点あたりの平均年間日数) を示す。太線 (青) は5年移動平均値、直線 (赤) は直線回帰した長期変化傾向 (この期間の平均的な変化傾向) を示す。

### ③台風の變動

- 2019年の台風の発生数は29個で、平年より多い状況でした。
- 台風の発生数・接近数に長期変化傾向は見られませんでした。

図1-2-17 台風の発生数 (左図) 及び日本への台風の接近数・上陸数の経年変化 (右図)



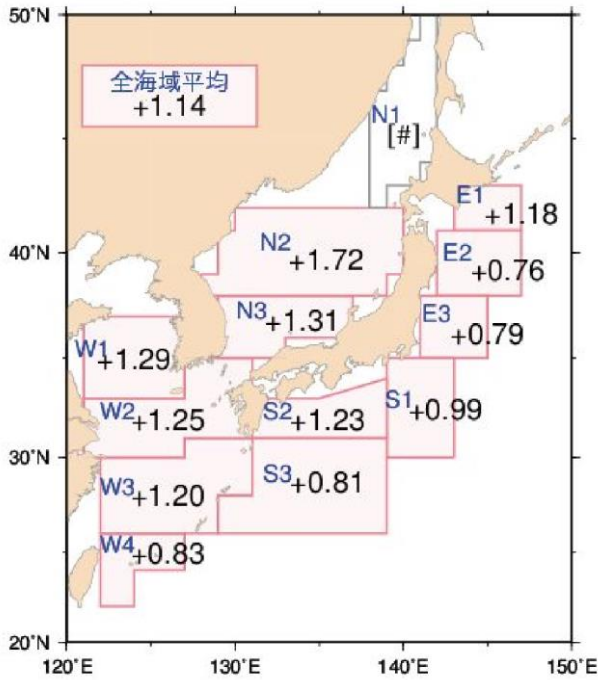
※左図の細い実線は年々の値を、太い線は5年移動平均を、破線は平均値を示す。

※右図の細い実線は、日本への台風接近数 (緑) と上陸数 (赤) の年々の値。太い実線はそれぞれの5年移動平均。破線は平年値を示す。

### ④海面水温の變動

- 日本近海における、2019年までのおよそ100年間にわたる海域平均海面水温 (年平均) は上昇しており、上昇率は100年あたり+1.14℃となっています。

図 1-2-18 日本近海の海域平均海面水温（年平均）の上昇率



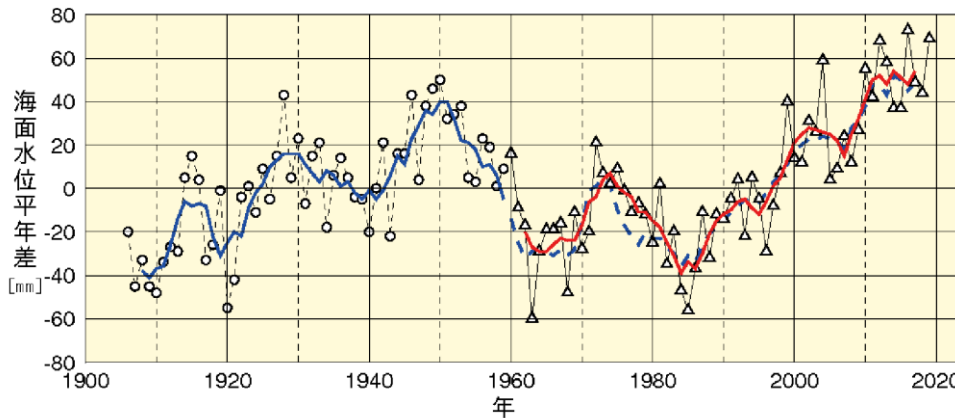
海域番号	海域名	海域番号	海域名
E1	釧路沖	N1	日本海北東部
E2	三陸沖	N2	日本海中部
E3	関東の東	N3	日本海南西部
S1	関東の南	W1	黄海
S2	四国・東海沖	W2	東シナ海北部
S3	沖縄の東	W3	東シナ海南部
		W4	先島諸島周辺

※1900～2019年までの上昇率を示す。値は、信頼度水準99%以上で有意な変化傾向があることを示す。上昇率が0とあるものは、100年間の変化傾向が明確に見出せないことを示す。

⑤日本沿岸の海面水位の変動

- 日本沿岸の海面水位は、1980年代以降、上昇傾向が見られます。
- 1906～2019年の期間ではわずかな上昇傾向が見られます。

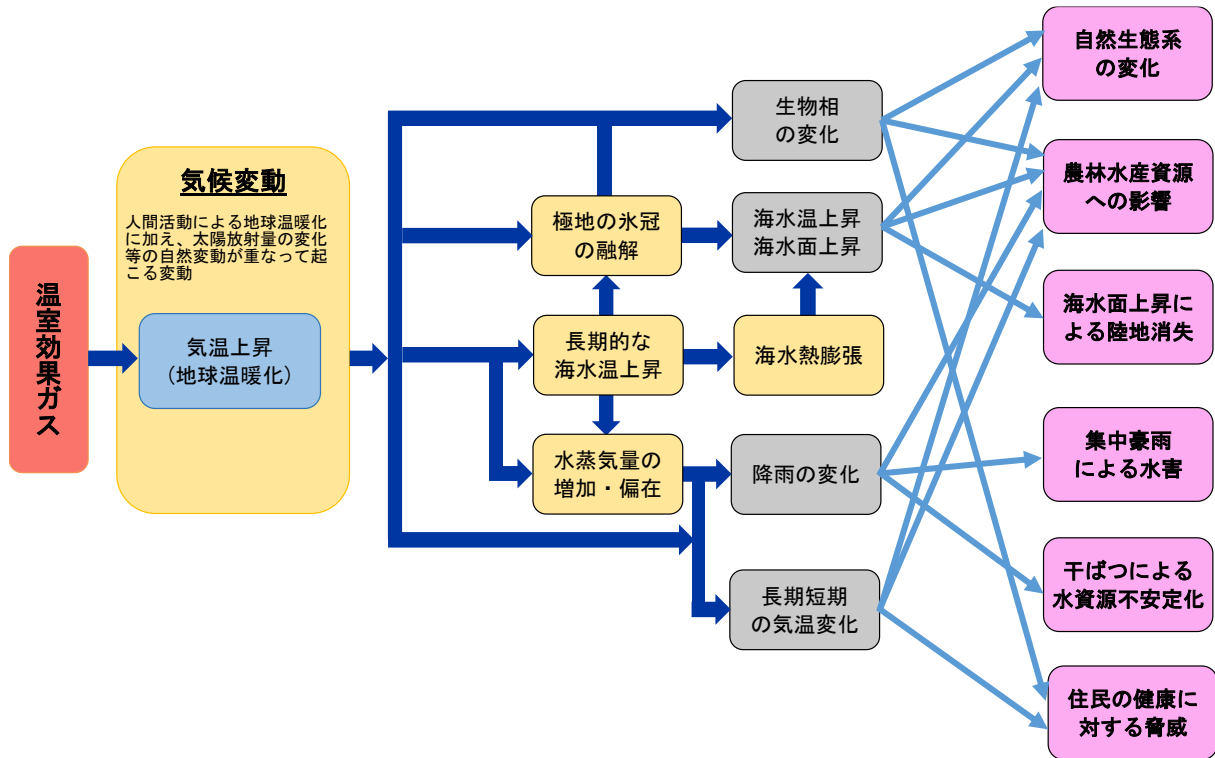
図 1-2-19 日本沿岸の年平均海面水位の経年変化（1906～2019年）



#### (4) インパクトレスポンスフロー図

「温室効果ガス」が気候変動の気温上昇（地球温暖化）を引き起こしている主要な原因とされており、気候変動の影響により「極地の氷冠の融解」、「長期的な海水温上昇」、「水蒸気量の増加・偏在」等の直接的な影響をもたらし、自然生態系、農林水産資源、海面上昇による陸地の消失など様々な分野で影響が生じてくることが予測されます。

図1-2-20 気候変動影響によるインパクト・レスポンスフロー図（概要）  
※本図は参考イメージです。



## (5) 本県における気候変動による影響

本県においても、気候変動に関連すると思われる様々な影響が現れていると考えられています。気候変動の影響は、気候、地形、文化などにより異なり、適応策の実施に当たっては、地域ごとの特徴を踏まえることが不可欠であることから、国における取組だけでなく本県においても独自に取組を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築していく必要があります。

気候変動による本県への影響について検討した結果や、各分野の適応策については「第3部 気候変動適応策」に示しています。

表 1-2-1 本県における気候変動の影響

分野	影響の代表例
① 農業・林業・水産業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋冬期の高温によりマンゴーの着花・着果の不良が発生することが予測されています。</li> <li>・ 高温による一部の病害虫の発生増加や発生期間が長期化するなど、気温上昇による被害増大の影響が指摘されています。</li> </ul>
② 水環境・水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入域観光者数の増加に伴い水使用量が増加すると予想される中、気候変動による無降水日の増加により水不足が発生することが懸念されています。</li> </ul>
③ 自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高水温によるサンゴの白化現象、集中豪雨等による赤土等流出がサンゴ礁生態系に及ぼす影響や、二酸化炭素の増加に伴う海洋酸性化がもたらす海洋生態系への影響が懸念されています。</li> <li>・ 侵略的外来生物の侵入・定着確率が気候変動により高まることが予測されています。</li> </ul>
④ 自然災害・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年、開発による雨水浸透の低下が進み、雨水流出が増大し、集中豪雨による水害が多発することが懸念されています。</li> <li>・ 気候変動に伴い海面水位の変動が生じる場合、高潮・高波の影響や砂浜消失が懸念されます。</li> <li>・ 強い台風の増加等が予測されています。</li> </ul>
⑤ 健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動が蚊媒介性などの様々な感染症に影響し、世界的流行を引き起こした場合、それが県内にも波及することが想定されています。</li> <li>・ 熱中症について、従来の感覚での暑さ対策では不十分で、長期間にわたって健康を損ねたり、死亡事故につながる危険性が高くなることが懸念されています。</li> </ul>
⑥ 産業・経済活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海面上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。</li> <li>・ 熱中症への懸念等、気候変動がもたらす影響によって、屋外における活動(観光やイベント等)に弊害が生じる恐れがあります。</li> </ul>
⑦ 国際生活・都市生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶ機会の拡大が懸念されています。</li> </ul>
⑧ 基盤的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価における赤土等流出防止に係る予測等において、気候変動を考慮した調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う必要性が高くなっています。</li> </ul>

## 4. 国内外の動向と県内の取組

### (1) 国際的動向

#### 1) 気候変動枠組条約

1990(平成2)年にIPCCによる第1次評価報告書において、温暖化(気候変動)が取りあげられ、世界的に注目されました。こうした動きを受けて国際的な温暖化対策の枠組みとして、「気候変動枠組条約」が1992(平成4)年にリオデジャネイロで開催された国連の地球サミットで採択され、2020(令和2)年現在、197の国と地域が締約国となっています。同条約では、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、現在と将来の気候を守り次世代に引き継ぐことを究極の目標としています。この目標を実現するため、毎年、締約国会議(COP)が開催され、国際的な温暖化対策のルールが話し合われています。1997(平成9)年に京都で開催されたCOP3では、「京都議定書」が採択され、日本は第一約束期間(2008年～2012年)までに6%排出削減が義務付けられました。

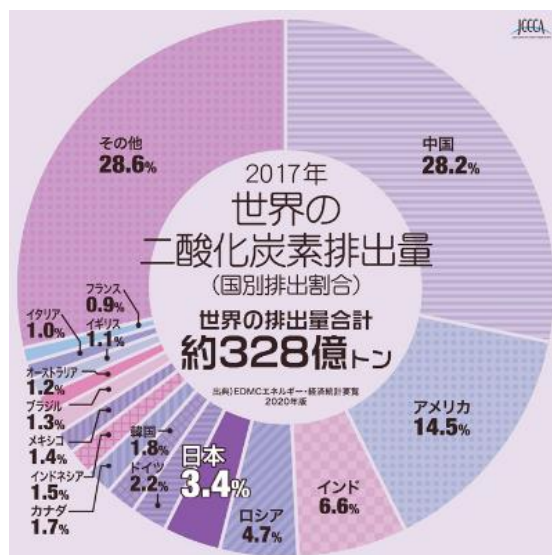
#### 2) パリ協定

2015(平成27)年にフランス・パリで開催されたCOP21では、世界共通の長期目標として、気温上昇を工業化以前に比べて2℃よりも十分に低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そのためには、今世紀後半には温室効果ガス排出実質ゼロにする必要があること、また、途上国を含むすべての国に削減目標と5年ごとの見直しを義務付けること、などが盛り込まれた「パリ協定」が採択されました。

#### 3) IPCC1.5℃特別報告書

IPCCの「1.5℃特別報告書」(2018(平成30)年10月)では、「工業化以前よりも現時点で約1℃温暖化しており、現状のペースでいけば2030年～2052年の間に1.5℃まで上昇する可能性が高い。」「地球温暖化を2℃、またはそれ以上ではなく1.5℃に抑制することには、明らかに便益がある。」「1.5℃に抑制するためには、(世界全体で)二酸化炭素排出量を2010年比で2030年までに45%削減し、2050年頃に実質ゼロにする必要がある。」との見解が示されました。

図1-2-21 国別二酸化炭素排出量(2017年)



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト



#### 4) SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015 (平成 27) 年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標(SDGs)を核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、気候変動対策やクリーンエネルギーの普及等、2030 年までに各国が取り組むべき 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられました。

図 1-2-22 SDGs の 17 のゴール(目標)



出典：国際連合広報センターウェブサイト

## (2) 国内の動向

### 1) 京都議定書・地球温暖化対策の推進に関する法律

日本は、京都議定書の第一約束期間(2008年から2012年)に参加し、温室効果ガス排出量を1990(平成2)年比で6%削減することを約束しました。この目標を達成するため、1998(平成10)年には国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割などを明らかにした「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)が公布されました。

また、温対法に基づき、2005(平成17)年4月には、京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした「京都議定書目標達成計画」が閣議決定され、様々な取組が実施されました。

2014(平成26)年7月には、温室効果ガスの総排出量に森林等吸収源や京都メカニズムクレジットを加味した第一約束期間の5か年平均では、基準年比8.4%減となり、京都議定書の目標を達成したことが発表されました。

### 2) 東日本大震災以降の温暖化対策

京都議定書以降の温暖化対策については、2008(平成20)年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2050(平成62)年までに温室効果ガスを現状から60~80%削減することとされました。しかし、2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災とその後のエネルギー供給体制の変化により、国の温暖化対策やその目標は大きく見直されました。

2013(平成25)年11月には、「2020(平成32)年度の温室効果ガス削減目標は、2005(平成17)年

度比で3.8%減とする」という新しい目標が示されました。

2016（平成28）年5月には、COP21で採択されたパリ協定や2015（平成27）年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が策定され、中期目標として2030年度に2013年度比で26%削減すること、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが位置付けられました。

### 3) 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明

IPCCの「1.5°C特別報告書」（2018（平成30）年10月）が公表されて以降、脱炭素社会に向けて「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」に取り組むことを表明した地方公共団体が急増しています。

また、2020（令和2）年10月の臨時国会における総理大臣所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが表明されました。

### 4) 気候変動適応法

地球温暖化対策として、原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」のほかに、既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して自然や社会のあり方を調整する「適応策」があります。IPCC評価報告書でも、緩和策と適応策は車の両輪であり、お互いに補完しあうものであると位置づけられています。

適応策に対する取組は、環境省が2010（平成22）年に報告書「気候変動適応への方向性」を発表し、適応策の方向性を示しました。

また、適応策の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって強力で推進するため、2018（平成30）年に「気候変動適応法」が公布・施行されるとともに、同年、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「気候変動適応計画」が策定されました。

## （3）県内の動向・取組

### 1) 沖縄21世紀ビジョン・沖縄県環境基本計画

沖縄県では、2010（平成22）年に「沖縄21世紀ビジョン」、2012（平成24）年には「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（2017（平成29）年5月に改定）を策定しています。この計画には、5つの将来像が示され、その一つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」の実現に向け「低炭素島しょ社会の実現」を掲げました。

また、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」においては、地方自治体における各種計画や戦略、方針の策定や改訂の際に、SDGsの要素を最大限反映するなど、SDGs達成に向けた地方自治体の取組を促進することが位置づけられていることから、2019（令和元）年には、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向けて、全県的なSDGsの推進にあたって基本的な考え方や方向性等を「沖縄県SDGs推進方針」（2021年（令和3年）2月改訂）として定めています。

更に、2013（平成25）年には、「沖縄21世紀ビジョン」を環境面から推進するとともに、環境行政の基本となる「第2次沖縄県環境基本計画」を策定しており、地球温暖化に関連する施策として「温室効果ガス排出量の削減」、「本県の特性に応じた地球温暖化防止対策の推進」、「クリーンエネルギーの推進」、「低炭素都市づくり」に取り組んでいます。

## 2) おきなわアジェンダ 21・地球温暖化対策実行計画等

沖縄県では、地球環境問題に対し、県民・事業者・行政等の各主体が具体的な取組を進めていくため、2001(平成13)年5月に「みんなで作る清ら島—おきなわアジェンダ 21—」を策定し、併せておきなわアジェンダ 21 を全県的に推進するための母体として「おきなわアジェンダ 21 県民会議」が2002(平成14)年8月に設立され、地球環境問題に対する取組を進めてきました。

また、2002(平成14)年には、「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」、2011(平成23)年3月には「沖縄県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定(2016(平成28)年3月改定)し、「家庭や業務系施設の省エネ化と意識啓発」(県民環境フェアの開催、省エネデマンド制御システムの実証、LNG普及促進等)、「低炭素エネルギー利用の促進施策」(太陽光発電システムの導入、海洋温度差発電実証試験、地中熱エネルギーを活用した省エネ技術の開発・普及等)、「公共交通の利用促進施策」(IC乗車券システムOKICAのサービス開始、バスレーンの拡大、モノレールの延長整備等)、「観光関連産業の低炭素化施策」(観光施設等に対する省エネルギー設備等の導入支援等)などの各種施策に取り組んできました。

## 3) 沖縄県気候非常事態宣言

沖縄県では、県全体で気候変動をめぐる現状と危機感を共有し、必要な行動を促すことを目的として「沖縄県気候非常事態宣言」を行いました(資料-53~54)。

宣言の中では、誰一人取り残さない社会の実現に向けて「ゆいまーるの精神」で緩和策と適応策に一層取り組むことを決意し、気候変動に適応した環境・経済・社会の持続可能な発展や2050年度に向けて温室効果ガス排出量を実質ゼロとし、豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある美ら島沖縄を次の世代へ引き継ぐとしています。

## 4) エネルギー政策に関する取組

沖縄県では、2014(平成26)年に、「沖縄県エネルギービジョン・アクションプラン」を策定し、再生エネルギーの開発・利用、省エネ対策の抜本的強化等の各種施策を展開してきました。同アクションプランは令和2年度が終期となっていることから、再生可能エネルギー導入拡大を進めるためのロードマップとして新たに「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を策定し、2050(令和32)年のエネルギーの脱炭素化に向け、2030(令和12)年度の将来像として「低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会」を掲げ、今後10年間も再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むこととしています。

また、2020(令和2)年12月、沖縄電力株式会社において2050(令和32)年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けたロードマップが公表され、同月には沖縄県と当社において「2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定書」を締結するなど、2050(令和32)年の持続可能な脱炭素社会の実現に向け、官民連携した取組を行っています。